

資料2 検討経過

(1) 民生委員・児童委員活動に関する検討委員会

	開催日	議事内容
第1回	平成30年4月25日	1 「民生委員・児童委員活動に関する検討委員会」の検討項目について 2 部会の設置について 3 今後の検討スケジュールについて
第2回	平成30年6月28日	1 民生委員・児童委員活動に関する検討委員会 中間のまとめ（案）について
第3回	平成30年11月26日	1 民生委員・児童委員の候補者発掘策について 2 東京版活動強化方策の推進策について（個別支援活動の向上、児童委員活動の充実及び協働による地域福祉活動）
第4回	平成31年3月26日	1 民生委員・児童委員活動に関する検討委員会 報告書（案）について

(2) 民生委員・児童委員活動に関する検討委員会作業部会

	開催日	議事内容
第1回	平成30年4月25日	1 部会長の選任 2 検討項目について 3 今後の検討スケジュールについて
第2回	平成30年6月22日	1 民生委員・児童委員活動に関する検討委員会 中間のまとめ（案）について
第3回	平成30年9月13日	1 民生委員・児童委員活動に関する検討委員会 中間のまとめについて 2 候補者発掘策について 3 個別支援活動の向上について
第4回	平成30年11月26日	1 個別支援活動の向上について 2 児童委員活動の充実について 3 協働による地域福祉活動について
第5回	平成31年2月6日	1 民生委員・児童委員活動に関する検討委員会 報告書（案）について

資料3 民生委員・児童委員活動に関する検討委員会設置要綱

(平成30年3月6日付29福保生地第1245号 東京都福祉保健局長決定)

(設置目的)

第1 平成31年度以降の民生委員・児童委員(以下「民生・児童委員」という。)の一斉改選に向けて、民生・児童委員に係る課題や状況の変化に対応し、民生・児童委員活動の充実を図るため、必要な支援や環境整備について検討することを目的に、民生委員・児童委員活動に関する検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2 検討委員会は、民生・児童委員活動に関し、次の事項について検討する。

- (1) 民生・児童委員の活動環境の整備に関する事項
- (2) 東京版活動強化方策の推進に関する事項
- (3) 候補者発掘策に関する事項
- (4) 民生・児童委員活動の周知の取組に関する事項
- (5) その他必要な事項

(構成)

第3 検討委員会は、学識経験者、民生・児童委員、行政関係者等のうちから、東京都福祉保健局長(以下「福祉保健局長」という。)が委嘱する13名程度の委員で構成する。

(委員の任期)

第4 委員の任期は、委嘱の日から本委員会終了までの期間とする。

- 2 任期中に委員が異動若しくは退職した場合又は欠けるに至ったときは、委員を補うことができる。

(会長及び副会長)

第5 検討委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、検討委員会の会務を総括し、検討委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。
- 5 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

(作業部会)

第6 検討委員会は、必要に応じ、作業部会(以下「部会」という。)を置くことがで

きる。

- 2 部会は、検討委員会が定める事項について検討する。
- 3 部会の委員は、会長が指名する者をもって構成し、福祉保健局長が委嘱する。
- 4 部会の委員の任期は、検討委員会の委員に準ずる。

（部会長）

第7 部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、部会の委員の互選によりこれを定める。
- 3 部会長は、部会の会務を総括し、部会を代表する。
- 4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指定する者がその職務を代行する。

（幹事）

第8 検討委員会及び部会（以下「委員会等」という。）における協議・検討の充実及び効率化を図るため、委員の他に幹事を設置する。

- 2 幹事は、福祉保健局長が任命する。
- 3 幹事は、委員会等に出席し、調査・検討に必要な情報を提供するとともに、委員会等で検討された事項に関する取組及び普及に努めるものとする。

（招集等）

第9 委員会等は、福祉保健局長が招集する。

- 2 福祉保健局長は、必要があると認めるときは、関係者に委員会等への出席を求めることができる。

（委員会等の公開）

第10 委員会等の会議は、公開で行う。ただし、検討委員会の委員長又は委員の発議により委員の過半数の同意を得たときは、部会を非公開とすることができる。

（事務局）

第11 会議の円滑な運営を図るため、委員会等の事務局を福祉保健局生活福祉部地域福祉課及び社会福祉法人東京都社会福祉協議会（以下「東社協」という。）に置き、会議の庶務は事務局において処理する。

なお、事務局間の役割分担については、別に定める。

（委員等への謝礼の支払）

第12 委員等への謝礼の支払は以下のとおりとする。

- 2 第3及び第6の3に掲げる委員の委員会等への出席に対して、謝礼を支払うことと

する。

なお、謝礼の支払は、その月分を一括して翌月に支払うこととする。ただし、当該謝礼のうち、東社協が支払うものについてはこの限りではない。

3 第9の2に掲げる者の会議への出席に対しては、委員に準じて謝礼を支払うこととする。

なお、謝礼の支払は、その都度支払うこととする。

(その他)

第13 この要綱に定めるもののほか、委員会等の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年3月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月17日から施行し、同年4月1日から適用する。

資料4 民生委員・児童委員活動に関する検討委員会 名簿

(1) 民生委員・児童委員活動に関する検討委員会

<委員>

区 分	氏 名	所 属	備考
学識経験者	小林 良二	東京都立大学名誉教授	委員長
	高橋 久雄	社会福祉法人至誠学舎立川常務理事	
	和気 純子	首都大学東京教授	副委員長
都民連代表	寺田 晃弘	東京都民生児童委員連合会 会長（豊島区）	
	相田 義正	東京都民生児童委員連合会 副会長（板橋区）	
	芝辻 義治	東京都民生児童委員連合会 常務委員（府中市）	平成30年7月31日まで
	山下 忠義	東京都民生児童委員連合会 常務委員（羽村市）	
	下田 和恵	東京都民生児童委員連合会 常務委員（文京区）	
	金澤 欣子	東京都民生児童委員連合会 協議員（大田区）	
区市町村 代表	秋山 稔	足立区福祉部福祉管理課長	
	野々垣 聡子	三鷹市健康福祉部地域福祉課長	
	清水 信行	奥多摩町福祉保健課長	
	井上 茂	八王子市福祉部福祉政策課長	オブザーバー
東京都	竹中 雪与	少子社会対策部家庭支援課長	

<幹事>

東京都	渡部 裕代	生活福祉部地域福祉課長	
都民連	荻野 剛	社会福祉法人東京都社会福祉協議会 民生児童委員部長	

(2) 民生委員・児童委員活動に関する検討委員会作業部会

<委員>

区 分	氏 名	所 属	備考
学識経験者	小林 良二	東京都立大学名誉教授	部会長
	高橋 久雄	社会福祉法人至誠学舎立川常務理事	
	和気 純子	首都大学東京教授	副部会長
都民連代表	寺田 晃弘	東京都民生児童委員連合会 会長（豊島区）	
	相田 義正	東京都民生児童委員連合会 副会長（板橋区）	
	芝辻 義治	東京都民生児童委員連合会 常務委員（府中市）	平成30年7月31日まで
	山下 忠義	東京都民生児童委員連合会 常務委員（羽村市）	
	下田 和恵	東京都民生児童委員連合会 常務委員（文京区）	
	金澤 欣子	東京都民生児童委員連合会 協議員（大田区）	
区市町村 代表	眞鍋 亜砂美	足立区福祉部福祉管理課民生係長	
	立仙 由紀子	三鷹市健康福祉部地域福祉課課長補佐 兼係長事務取扱	
	岡部 優一	奥多摩町福祉保健課福祉係長	
	河合 常次	八王子市福祉部福祉政策課課長補佐兼 主査	オブザーバー
東京都	横森 幸子	少子社会対策部家庭支援課 統括課長代理（児童相談所運営担当）	

<幹事>

東京都	渡部 裕代	生活福祉部地域福祉課長	
都民連	荻野 剛	社会福祉法人東京都社会福祉協議会 民生児童委員部長	